

第6号様式別表1の2記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1の2。以下「別表1の2」といいます。）の「法人税額計」の欄（6及び26の欄）の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の2の6及び26の欄）の上段に外書として記載された金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の33の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項及び第7項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4の2第1項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の26の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(18)）の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の12第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の29の欄の金額 (7) 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(21)）の30の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(22)）の10の欄の金額	

	(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項及び第3項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（25））の29の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（26））の34の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の7第2項又は第3項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（27））の25の欄の金額	
6「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額 ①+②-③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 東京都の特別区にのみ内の事務所又は事業所（下「事務所等」といいます。）を有する法人及び東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は、この欄の金額を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の②④又は②⑥の欄に記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人はこの欄の金額を第10号様式の⑤の欄に記載します。
8「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の②④及び②⑥の各欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額（④又は⑤× $\frac{100}{100}$ ） ⑥」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の②⑤と②⑦の各欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算を行う場合の率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
10「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第7号の3様式の②⑩の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額 ⑧」	第7号の2様式（その1）の④⑭の欄の金額（2以上の道府県に事務所等を有する法人にあっては、②⑩の欄の当該道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の④⑮の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、②⑪及び②⑭の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧ ⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	